令和3年度 世田谷区登録ヘルパー等研修受講助成事業

世田谷区では、登録ヘルパー等(※)の研修の受講を促進することで技術の向上等を図り、もって訪問介護等を利用する区民の福祉を増進するため、登録ヘルパー研修受講助成事業を実施しています。

※ 登録ヘルパー等とは、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う事業所等に登録して、同条第2項に規定する訪問介護等に従事する方です。

1. 助成対象

区が実施する訪問介護等に係る研修であって、区長が別に指定する研修(以下「対象研修」という。)を受講した区内介護事業所に勤務する登録へルパー等が対象です。

2. 助成金額

対象研修の受講時間1時間につき、1,000円を助成します(受講時間に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上の場合は1時間とし、30分未満のときは切り捨てです)。

※ 助成金の総額は、令和3年度予算の範囲内となります。

3 申請方法

申請書を記入し、事業所から就労証明を受けてから、下記申し込み先に提出(郵送または持参)してください。申請期限は対象研修を受講した日から3ケ月以内です。

※受講後は、すみやかにご申請ください。

- 4. 動画視聴研修(WEB研修)の場合の注意事項
 - ①動画視聴後に記名式のアンケートへの回答が条件となります。 ※アンケートの中で、雇用条件が「登録ヘルパー」である旨の選択が必要です。
 - ②「世田谷区福祉人材育成・研修センター」のホームページから交付申請書兼請求書をダウンロードし、3. 申請方法により申請してください。

5. 申請に必要な書類

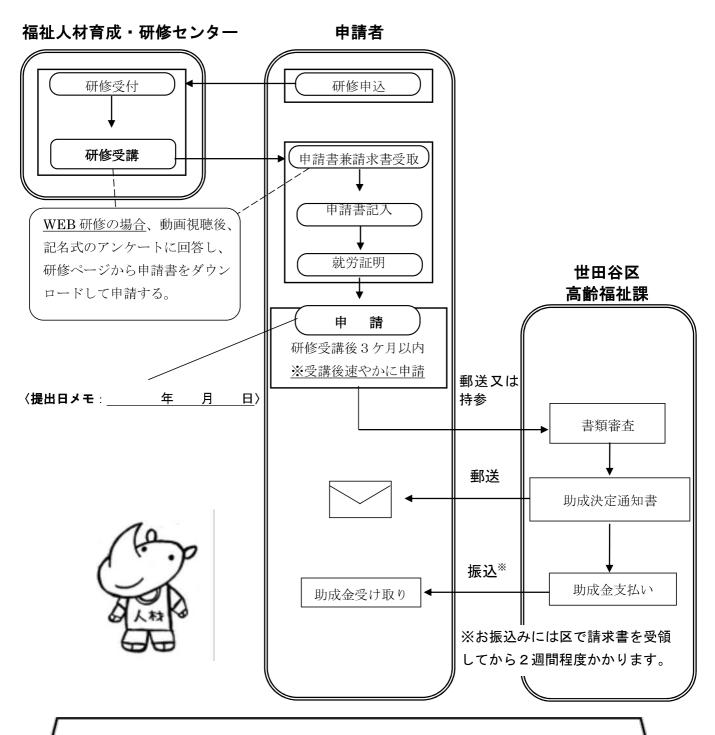
登録ヘルパー等研修受講助成金交付申請書兼請求書

※申請書兼請求書はお申込みのあった方にお配りしております。対象の研修ごとにお配りして おりますので、他の研修の申請にはご利用いただけませんので、ご注意ください。

6. 注意事項

- 申請書は、黒色ボールペンで記入してください(消せるボールペン不可)。
- ・申請書の申請者記入欄を訂正する場合は、二重線で訂正してください(訂正印不要)。 なお、事業所記入欄は二重線で訂正のうえ訂正印(代表者印または社印)が必要です。
- 対象研修等については「世田谷区福祉人材育成・研修センター」のホームページを確認してください。

◆申請から助成金の受け取りまで◆



< 問い合わせ・申し込み先 > 〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27 世田谷区高齢福祉部高齢福祉課 (月〜金 8時30分〜17時15分) TEL 03-5432-2397

登録ヘルパー等研修受講助成金交付申請書兼請求書

世田谷区長 あて

(申請者・請求者) 住所

氏名

私は、登録ヘルパー等研修受講助成金を申請します。なお交付決定がなされた助成金については、次の口座に振り込んでください。

請求額

¥	3		0	0	0
---	---	--	---	---	---

研修名 ◆認知症ケア研修(認知症の理解)認知症ケアの理念と視点研修年月日(動画視聴期間)令和3年4月26日~令和3年5月27日

振込口座

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協							
支店名								
預金種別	普通				当座			
口座番号								
フリガナ			•					
氏 名								

※就労証明

上記の者は、当事業所の登録ヘルパーであることを証明する。

年 月 日

事業所

代表者職・氏名

⑪ (代表者印または社印)

記入例

申請者記入部分と事業所記入 第1号様式 (第3条関係) 部分を記入した後、日付を記

入する。日付は和暦で記入。

年 月 日

登録ヘルパー等研修受講助成金交付申請書兼請求書

世田谷区長 あて

(申請者・請求者)

住所

氏名

私は、登録ヘルパー等研修受講助成金を申請します。なお交付決定がなされた助成金については、次の口座に振り込んでください。

請求額



研修名 研修年月日

◆ ○ ○ ← 月 日 午前・午後 時 分から 時

本人名義の口座を 記入して下さい

振込口座

金融機関名	① ① 	行・信用金庫・信用組合・	労働金庫・農協
支店名	000		
預金種別	普通	当座	
口座番号			
フリガナ			
氏 名			

※就労証明

上記の者は、当事業所の登録ヘルパーであることを証明する。

年 月 日

事業所

代表者職·氏名

⑪ (代表者印または社印)

分

運営法人の代表者印や社印、または勤務先の長(事業所長や施設長など)、など、就労を証明できる方が記入・押印する。(私印不可)。印は 朱肉を使用するタイプを使用。ネームスタンプ印不可。

※事業所記入部分の訂正をした場合は、ここに押した印と同じ印を訂 正印として押印。